

海外教育研究所 留学約款

第1条 (約款)

申込者及び親権者、法的代理人(以下申込者)は、この留学約款(以下本約款といふ)を承諾の上、株式会社海外教育研究所がサポートする留学プログラムに含まれる各種サービス(以下留学プログラムといふ)に申込みます。

第2条 (契約の申込と成立)

本約款における申込とは、申込み希望者が当社に本約款に基づく所定の留学プログラム申込書を弊社が受理しお手続き費用の入金を確認できた時点を行い、当社が両内容を承諾した時に契約が成立します。

第3条 (拒否事由)

当社は本約款に基づく留学プログラムの申込時、或いは申込後に次に定める事由が認められる時は申込をお断り、又は成立した契約を解約することがあります。

- (1) 日本での学業成績が当社及び留学先機関の定める条件に達していないと判断される時等、申込者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めた時。
- (2) 申込者が未成年又は学生である場合、留学について親権者(両親等の法定代理人)の同意がない時。
- (3) 申込者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない、又は申込人数が催行定員に満たない場合等、客観的に留学が可能でないことが明らかなる時。
- (4) 申込者が希望する留学先、留学時期の申込手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがない時。
- (5) 過去の既往症又は現在の心身の健康状態が留学に不適切であると当社が認めた時。
- (6) その他、当社及び現地受入機関が不適当と認めた時。

第4条 (プログラムの範囲)

当社は本約款に基づき以下に明記された申込者の希望する留学先への申込手続等の代行、出発前のオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込者の希望する留学先への入学保証または留学先での課程修了を保証するものではありません。このプログラムに含まれるサービスあるいは制度は次の通りです。※プログラムにより、別料金となる場合もあります。

(1) 各種手続の代行及び第7条(1)項お手続き費用に含まれる弊社の責務範囲

(ア) 入学手続

各留学プログラムに定められた入学の手続を行います。

(イ) 滞在先手続

留学する際の寮・ホームステイ先等の申込手続を代行します。ただし、申込者の希望により入寮又はホームステイ等が不要の場合、もしくは留学先機関が寮等の滞在施設を持たない等、申込手続が不可能と判断される場合はこの申込手続をお断りすることがあります。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合には、当社はその責を負いません。

(ウ) 留学費用の支払い

留学先機関等への留学費用(第7条(2)参照)の支払い手続を代行します。所定の納付期日までに指定の金額を指定口座にお振込ください。

(エ) 海外留学保険加入手続

海外留学保険の案内又は加入手続を行います。海外の教育機関では留学生に保険の加入を義務づけています。海外留学保険には必ず加入するようにしてください。尚、保険料は別途料金となります。

(オ) ビザ取得手続

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社或いは提携先機関が申請書類作成又は代理申請を行います。渡航予定日までに十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。ビザの申請には最善を尽くしますが、代理申請はビザの取得を保証するものではなく、あくまでも申込時に依頼されたビザの申請に尽力するものであり、案内時点以降の申請内容と結果の可否を保証するものではありません。提出期限までに必要書類が揃わない場合、質問書等に虚偽の内容が認められる場合、また当該公館の事由でビザ発給及び渡航先入国に支障が出た場合においては、当社はその責を負いません。

(カ) オリエンテーション

当社では留学生の心構え、生活に必要な情報等を紹介した印刷物の配布、担当者で随時行う留学に関するアドバイスを通じ、オリエンテーションを行います。

(2) プログラムの期間

各受入機関が定める期間です。原則的には現地到着及び出発日は、各受入機関が定める日程に基づき手配を行います。

(3) 渡航後におけるサポート期間

渡航後のサポートとは、各国の弊社提携会社が提供する

留学中のサポート(有料オプション)を指し、当サポート申込者のみを対象とします。費用は第7条(3)項を参照。

第5条 (告知事項・医療措置)

(1) 申込の際に提出頂く個人情報(住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先等)が申込後に変更になる場合その告知義務は申込者にあります。

(2) 身体に障害がある場合、精神的・感情的に重度の不安や、特別なアレルギー等がある場合、特定の薬の服用が必要な場合等、申込者の責任をもって申告いただき、医師の診断書を提出ください。プログラム参加中に疾病その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする場合、受入機関の判断により必要な措置をとることがありますが、これらに係る一切の費用は申込者の負担となります。

第6条 (必要書類)

留学手続に必要な書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定期日までに提出ください。

第7条 (諸費用)

(1) お手続き費用

以下に定める各留学プログラムのお手続き費用をお申込時にお支払いいただきます。お手続き費用は本条(2)項の留学費用に充当されません。下記記載以外のプログラムに関する手続代行料の有無や金額については、本条(4)項によります。※記載費用の日本円額は全て税込

	留学プログラム	お手続き費用
	「進学プログラム」	
①	私立校(アメリカ(全土)・カナダ(BC州))《3校まで》	550,000円
	出願校追加(1校につき)	220,000円
②	私立校(カナダ(Ontario州)) NZ私立校・NZ公私立校《1校まで》	440,000円
	出願校追加(1校につき)	165,000円
③	公立校(カナダ・オーストラリア・NZ共通)《1校まで》	330,000円
	出願校追加(1校につき)	110,000円
④	緊急手配料(出発6か月未満)	追加55,000円
⑤	緊急手配料(出発締切3か月未満): 該当校のみ	追加55,000円
⑥	留学前・留学中・休暇時などの語学研修など手配	「短期留学プログラム」の半額
⑦	転校	各手続費用に準ずる
	「短期留学プログラム」	
⑧	サマースクール・春短期留学・現地校体験(1~2週間)	165,000円
⑨	緊急手配料(出発2か月未満)	追加33,000円

(2) 留学費用

当社では、受入が確定した後に留学先機関での授業料及び入学登録料、その他(出願料、教材費、滞在先入金、入寮予約金、部屋代、食費、空港出迎え料、ビザ申請料、その他留学期間中に必要となる費用等)(※以下留学費用といふ)を算出し申込者に請求します。また、留学費用は留学先機関等の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) 留学中のサポート費用

	留学先の国	留学中のサポート費用
①	アメリカ(東部)	US\$4,500
②	カナダ オンタリオ州《私立》 オンタリオ州《公立》 ブリティッシュコロンビア州《私立・公立》 アルバータ州《公立・遠隔》 ワシントン州《公立・遠隔》	CA\$6,400 CA\$5,000 CA\$4,500 CA\$3,100 CA\$3,100
③	オーストラリア クイーンズランド州 《ゴールドコースト・ブリスベン》 南オーストラリア州《アデレード》 西オーストラリア州《パース》	AU\$5,200 AU\$4,000 AU\$4,000
④	ニュージーランド(学年別) 9~13年生 6~8年生	NZ\$5,900 NZ\$6,500

※ 上記のサポート期間は一学年度です。一学年度の間は国・学校により異なります。(例:北米約10か月間)

オセアニア 約11か月間)

※留学期間が一学年度未満の場合は別途見積もりいたします。

※当サポート期間は渡航日より開始し、サポート期間期間をもって満了となります。

※ 自主退学の場合は退学日、退学処分を処せられた場合は退学日をもってサポート期間満了となります。

※ 事前語学研修に参加する場合は、原則、渡航日をサポート期間開始日とします。

※ 当サポートに申込されない場合は、留学出発をもって当社サポートは終了し、現地校との窓口は申込者に引継ぎます。

※当サポート期間開始後は一切の返金はありません。

(4) その他の諸費用

以下の諸費用は上記(1)(2)(3)項の費用には原則含まれません。申込者の個別の状況及び利用希望等に応じて、別途請求いたします。

項目	金額(税込)
学校リサーチ料	1案件につき 33,000円~
学校見学手配	1校につき 11,000円~
学生ビザ更新サポート	1回につき 38,500円
2年目以降の学費及び学費以外(お小遣い等)の海外送金	1回につき 16,500円
外貨建ての送金	1回につき 22,000円
電子渡航認証 代理申請	1人あたり 5,500円
サポート終了後の対応 (1案件につき)	1案件につき 11,000円~
エッセイ添削指導	追加1回につき 6,600円
面接対策指導	追加1回につき 6,600円
航空券	見積もりにより決定 (提携業者利用)
文書翻訳料	見積もりにより決定 (提携業者利用)

※各国のビザ申請料実費は別途支払いが必要です。※各国の渡航認証料(ETAS, ESTA, eTA, NZeTA, UK ETA)の実費は別途支払いが必要です。

※学校見学、同行、訪問時に係る実費はお客にご負担いただきます。

第8条 (変更手数料)

申込後、申込者の都合により申込内容を変更する場合には、渡航前、渡航後に関わらず以下の変更手数料規定に基づき変更手数料をお支払いいただきます。但し、第14条(1)項の(ア)(イ)(ウ)各号に定める事由によって留学が不能となった場合において、申込者が留学条件を変更して再度留学手続を行うことを希望した時は、当社は変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続を行います。

変更手数料規定

基準日	金額(税込)
申込日より起算して8日目にあたる日以前に変更が成立	無料+ 現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
申込日より起算して9日目にあたる日~渡航まで	88,000円+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
渡航後 キャンセル変更、滞在先、日程、コース等	33,000円+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用

※上記費用の他、第7条(4)項において手続きを開始している項目、留学先及び関連機関、航空会社等が定める変更手数料、海外送金手数料、国内送金手数料等が生じる場合は申込者に負担いただきます。※変更にあたっては留学先及び関連機関が定める規約に従っていただきます。別途当該の規約項目につき、原則弊社は関与しないことをご理解ください。

第9条 (為替変動)

留学費用やその他諸費用請求時の外貨項目については、現地機関から請求書が発行された日以降、申込者への請求書発行日までの期間中のいずれの日で当社が指定し、社内レート(三菱UFJ銀行TTSレートの小数点以下を四捨五入し一律3円を加えたレート)を基準に日本円に換算します。合計金額は1,000円単位(1,000円未満四捨五入)で決済を行います。

原則、為替変動による差額の精算はいたしません。急激な為替変動が生じた際には最大差額分を追加徴収する場合があります。

第10条 (留学費用等の支払い等)

第7条と第8条に定められた留学費用等の支払いは、必ず指定期日までに指定の銀行口座にお振込ください。その際の銀行振込手数料は申込者の負担とし、銀行振込の控えをもって領収書に代えるものとします。指定期日までに入金されない場合、留学手続が滞ったり希望の出発時期までに留学手続が完了できなくなる場合があります。当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合は、当社の指定する方法で速やかに差額をご精算いただきます。留学費用等を概算額で支払っている場合には、支払金額が確定し次第当社の案内に従い当社又は支払先と精算を行ってください。

当社指定銀行口座

金融機関	三菱 UFJ 銀行
支店名	田町支店
口座番号	普通 0028454
口座名義(漢字)	株式会社海外教育研究所
口座名義(か)	かかか けいけいけいけいけい

第11条 (申込後の取消と返金)

申込後に留学の手続を取り消す場合は以下の取消手数料規定に基づき取消手数料をお支払いいただきます。申込の取消に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。契約取消の成立は申込者が署名した取消にあたる所定書類を当社が受領した時点とします。電話による連絡は不可とさせていただきます。

ご返金の際は当社が選択する日の三菱 UFJ 銀行の TTB レートで換算してご返金いたします。ご返金がある場合の国内外送金手数料は申込者の負担となります。また、留学先及び関連機関より返金が発生する場合においてのみ返金される金額を申込者へ返金いたします。

取消手数料規定

	取消成立基準日	金額(税込)
(7)	申込日より起算して8日目にあたる日以前に取消が成立	無料+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
(1)	申込日より起算して9日目にあたる日～渡航前日までに取消が成立	お手続き費用+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
(9)	渡航後	事務手数料(33,000円)+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用

※上記費用の他第7条(4)項において既に手続きを開始している項目、留学先及び関連機関、航空会社が定める取消料、海外送金手数料、国内送金手数料等が生じる場合は申込者に負担いただきます。

※取消にあたっては留学先及び関連機関が定める規約に従っていただきます。別途当該規約項目につき、原則弊社は関与しないことをご理解ください。

第12条 (各種手続の継続ができない場合)

指定の期日までに必要書類の提出や留学費用等のお支払いが完了されない場合等、当社の責によらない事由により各種手続のサポートができなかった場合、第11条の規定に基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。申込の取消に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。

第13条 (当社からの取消)

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上本約款に基づくプログラム契約を取消することがあります。

- 定められた期日までに必要な書類が提出されない時。
- 定められた期日までに必要な留学費用等の支払いがされない時。
- 当社に提出いただいた個人情報及び第5条(1)項に基づき催告を重ねた結果申込済み者が所在不明、又は1ヶ月以上にわたって連絡不能となった時。
- 申込者が当社に届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した時。
- 申込者が本約款に違反した時。
- 病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断した時。
- 申込者又はその関係者が、他者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げた時又はその可能性が極めて高い時。
- 申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる時。
- 申込者が当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を

用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った時。

(コ) 申込者が風説を流布し、虚偽もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った時。

(サ) 申込者が当社又は受入れ機関、提携機関が提供するサービスの範囲を超えた要求を継続した時。

(シ) 当社が知らない、或いは当社の責任の範囲でない事由で変更や取消にあたっての便宜や金銭的便宜を要求した時。

(ス) その他当社業務上の都合がある時。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を取消した時は、第11条の規定に基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。申込みの取消に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。

第14条 (免責事項)

当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により申込者が留学できなかった場合、また渡航先でのトラブルについては、責を負いません。

(ア) 申し込んだ学校、コース等に空きがない、又は定員に満たず入学又は在籍継続ができない場合。

(イ) 希望滞施設に空きがなく、或いは受入れができず希望滞施設に入れない又は滞継続ができない場合。

(ウ) 受け入れ先の判断により在籍継続または滞継続が不可能と判断された場合。

(エ) 希望する航空会社や行程、日程での航空券手配が叶わない場合。

(オ) 定められた期日までに支払いが行われず、または必要な書類の提出ができず、席が確保できなかった場合。

(カ) 通信又は現地機関の事情により入学許可証が期日までに届かず出発ができなかった場合。

(キ) 申込者の成績や内申書等が希望する留学先の入学許可基準に達していない為に入学の許可が得られなかった場合。

(ク) 申込者がパスポートもしくはビザを取得できず、又は渡航先国に入学拒否された場合。

(ケ) ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

(コ) 天災、地震、戦乱、暴動、ストライキ、テロ行為、感染症の蔓延、日本又は外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、申込者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置、その他の不可抗力による場合。

(サ) 火災、交通事故、詐欺、殺傷事件、成績不振、異性関係、個人の生活、学業、事故、差別、いじめ、自傷行為、心身の健康状態等の事由。

(シ) 留学先機関の閉鎖、倒産、縮小、移転等の事由。

(ス) 申込者が本約款に違反した時。

(2) 前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介さず申込者自身で手配された航空券や宿泊先等の費用ならびにその取り消しや変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

(3) 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、留学中の滞在国及び訪問先の法令、公序良俗又は留学先及び関連機関等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社は責を負いません。また特定のスポーツを行うにあたり保険の特約等が必要な場合は本人の責において加入手続を行ってください。

(4) プログラム参加中の単独行動及び別行動時に生じた事故やトラブル。

(5) 車両等の運転に起因する事故やトラブルによる場合。当社は申込者が18歳未満又は高校生の場合、自動車やオートバイの所持及び運転を許可しません。

(6) 当社では全ての留学者に保険加入を義務付けているにも関わらず、留学者又は申込者の判断で加入を怠ったことに関連する金銭的負担やトラブル。

(7) 当社の個別サービス(追加のエッセイ添削指導、面接対策指導等)をご利用の場合、当該サービスを利用した場合の結果については、当社はその責を負いません。

以上の免責事項に該当する場合、お手続き費用、留学費用、その他の諸費用、変更手数料、既に当社に支払済みの費用については一切返金されません。

第15条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責を負いません。

第16条 (授業内容等の変更)

当社では、留学先機関等から提供される留学プログラムをご案内しますが、留学先機関等の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更について責を負いません。

第17条 (前受金の保全)

当社は留学に関わる費用の内、お手続き費用を除く留学費用を当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理を行っています。留学費用は受入先が期日を定めている場合又は制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。

第18条 (守秘義務について)

当社ではお客様の個人情報等、守秘されるべき情報は一切他に漏洩しません。但し、万一の事故対応、サポートに備える為のみ、申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第19条 (個人情報の取り扱いについて)

当社は個人情報保護法に基づきプライバシーポリシー(個人情報保護方針)において以下の通り取扱います。

(1) 個人情報の利用目的について

- 契約の履行のため
- 当社の留学商品のご案内のため
- 留学セミナー・プログラムのご案内のため
- 留学参加後のご意見やご感想の提供のお願いのため

上記以外のものについては、個人情報を取得する時にその利用目的を明示します。それによって取得した個人情報はお客様に明示した利用目的の範囲を超えて利用することはありません。契約履行にあたり開示される委託先は現地教育機関、現地手配会社、ビザ申請代行会社、保険会社、翻訳業務委託先等を含みます。

(2) 個人情報の第三者への提供について

当社が保有する個人情報は、下記の場合を除いては原則として第三者に開示又は提供しません。

- お客様の同意がある場合。
- お客様個人を識別することができない状態で開示する場合。
- お客様又は他の第三者の生命、身体又は財産の保護の為に必要とあって、お客様の同意を得ることが困難である場合。
- 法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合。

特定の人物、或いは特定の第三者への開示を許可しない場合には、その旨目録書面で申し出いただきます。

(3) 個人情報の処理に係る外部委託について

当社が保有する個人情報は、その利用目的の実施に必要な範囲において業務委託先に預託することがあります。当該委託にあたっては、個人情報保護水準を十分に満たしている業務委託先を選定し、機密保持契約を締結するとともに、適切な管理監督を行います。

(4) 個人情報の安全管理措置について

当社が保有する個人情報については、管理者を選任して管理にあたらせるとともに、当社の従業者が個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該管理者によって当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行なうものとします。加えて、当社が管理する個人情報については、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、その漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人データの安全管理の為に必要かつ適切な措置を講じるものとします。

(5) 保有個人データの開示・訂正・利用停止について

当社の保有個人データについて、情報主体であるご本人又は法定代理人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その個人情報がご本人であることを証明する資料(代理人の場合は法定代理人であることを証明する資料)を提示又は提出していただくことがあります。利用停止につきましては、ご本人からご本人の個人情報、あらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、又は偽りや他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止を求められた場合には、必要な調査を行いその結果に基づき個人情報の利用停止等を行い、ご本人に通知します。

(6) 上記事項への同意について

弊社留学プログラム申込書へのご署名をもって、上記事項へ同意頂いたものとします。

第20条 (裁判管轄)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (約款の変更)

本約款は事情により告知なしに変更されることがあります。

第22条 (準拠法)

本約款は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第23条 (発効期日)

本約款の内容は、2024年10月1日以降に申し込まれる全ての留学プログラム申込み契約に適用されます。